

鈴鹿市地域公共交通会議規約及び規程の見直しについて

1 見直しの趣旨

地域公共交通計画の作成・実施に関する協議会と、一般旅客自動車運送事業等に関する会議の機能を兼ねる鈴鹿市地域公共交通会議について、規約と規程に重複する条項が存在するため、これを整理し、運営の効率化と明確化を図ります。

2 現状と課題

令和2年度の交通会議改組時に、市長が規約を制定し、交通会議が規程を制定しました。しかし、規約と規程の第1条（目的）をはじめ、ほとんどの内容が同一となっており、以下の問題が生じていました。

- （1）異なる制定権者が同じ内容を定めている。
- （2）協議会運営に関する事項について、市長と交通会議の両者が定めている。

3 見直しの方向性

交通会議は市長の附属機関ではなく、独立した協議会であることから、交通会議が一元的に規約を定めることとします。

4 見直し内容の主な項目

- （1）現行の規約を廃止する。
- （2）現行の規程を「鈴鹿市地域公共交通会議規約」に改称し、次のとおり内容を整理する。
 - ① 用語の統一（「その他」を「〇〇に掲げるもののほか、」に統一）
 - ② 法令用語の修正（「又は」と「若しくは」の使い分け）
 - ③ 句読点の修正
 - ④ その他表現の明確化